



2017年11月30日

各位

会社名 株式会社 タケエイ
代表者名 代表取締役社長 山口 仁司
(コード: 2151 東証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員 柳澤 茂
(TEL 03-6361-6871)

石川県輪島市 産業廃棄物処理施設設置許可に関するお知らせ

当社子会社株式会社門前クリーンパークは、11月28日、石川県より産業廃棄物処理施設設置許可証の交付を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本件経緯

株式会社門前クリーンパークは、管理型最終処分場の事業化を目的として2006年に設立されました。

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく環境影響評価制度に従い、本年6月、石川県、関係市町、地域住民の皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価書を作成し公表いたしました。

本年7月、「門前クリーンパーク建設事業」に係る設置許可申請書を提出し、11月28日付で、石川県から下記(第1期)の設置許可証の交付を受けました。(株式会社門前クリーンパークのHPをご参照ください。)

2. 設置許可の概要

(1)許可の年月日	平成29年11月28日
(2)施設の種類	管理型最終処分場
(3)処理する産業廃棄物の種類	①産業廃棄物: 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第13号廃棄物以上14種類 ②特別管理産業廃棄物: 廃石綿等 以上1種類
(4)設置場所	石川県輪島市門前町大釜壺51番 外1067筆
(5)処理能力	[第1期分]埋立地面積: 51,612㎡ 埋立容量: 836,388㎡
(6)許可の条件	小堰堤(法面部)は、各段の完成後、申請書に記載した計画に適合していることについて、職員の検査をうけること。

3. 今後のスケジュール

2018年度中に着工し、2021年度より事業を開始する予定です。

4. 業績の見通し

当期業績に与える影響は軽微であり、業績予想につきましては変更ありません。

以上



産業廃棄物処理施設設置許可証

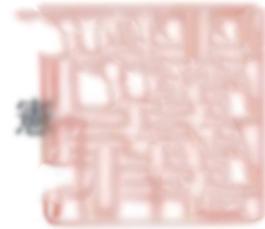
平成29年11月28日

住所 石川県輪島市門前町劔地口1番地

氏名 株式会社門前クリーンパーク
代表取締役 三本 守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

石川県知事 谷本 正 憲



許可の年月日	平成29年11月28日	許可番号	第29-188号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 管理型最終処分場 2 処理する産業廃棄物の種類 産業廃棄物：燃え殻*、汚泥*、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、鉱さい*、がれき類、ばいじん*、政令第13号廃棄物 (*:水銀含有ばいじん等であるものを除く。) これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上14種類 特別管理産業廃棄物：廃石綿等 以上1種類		
設置場所	石川県輪島市門前町大釜老51番 外1067筆		
処理能力	〔第1期分〕 埋立地面積：51,612m ² 埋立容量：836,388m ³		
許可の条件	小堰堤（法面部）は、各段の完成後、申請書に記載した計画に適合していることについて、職員の検査を受けること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		